

白馬村自治基本条例(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果

1. 意見募集対象

白馬村自治基本条例(素案)

2. 意見募集期間

令和 8 年 7 月 21 日(火) から 令和 8 年 8 月 20 日(木)まで

3. 意見の募集方法

電子メール、郵送、FAX、持参

4. 受付意見数

9 名 (54 件)

5. 意見・提案と村の考え方

ご意見・ご提案は、その概要について記載しており、結果についてご意見に対する村の考え方を別紙のとおりお知らせします。

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	条文の 修正
1	前文について 3 行目に「この厳しい自然環境」とあるが、「この」が指す記述が無く突然 限定する語句が現れるため、「厳しい自然環境」を指す語句、文章があった 方がいいのではないか。例えば、「豊かな自然環境に恵まれています。また 豊かな自然環境は同時に、そこに生活する人に対して厳しい環境を与えて もいます。『この』厳しい自然環境…」とすると、「この厳しい自然環境」の語	ご意見を踏まえ、修正します。 原案では「この」が指す内容が明らかでありませんでした。本村の自然環境は、豊かな恵みをもたらすとともに、長い 冬と深い雪という一面を併せ持つものです。原案は、この両面を有する同一の自然環境について述べたものでしたが、 「この厳しい自然環境」という表現では、「厳しい自然環境」に相当する記述を先行して置く必要がありました。 このため、語順を改め、「時に厳しいこの自然環境」とすることといたします。これにより、「この」が前段の「豊かな自然 環境」を指すことが明確となり、あわせて本村の自然環境が両面を併せ持つものであることを示すこととしています。	有

	句が明確になると思われるが、いかがか。	【修正後】 ……豊かな自然環境に恵まれています。先人たちは、時に厳しいこの自然環境と共生しながら、地域に根付いた伝統文化を伝承し……	
2	前文について 3 行目、「地域に根付いた伝統文化」とあるが、「地域に根付いた」は、過去の現象を価値の検証評価をすることなく肯定する表現である。「地域に根付いた」の表現は、読む人によっては「因習」を思い浮かべる人もいると思われる。「地域に根付いた文化」は良い表現だと思うが、「伝統」と「文化」と「習慣・慣習」は難しいところであり、一考いただきたい。例えば「地域特有の伝統文化」という表現は、「保守性・因習」を先経的に無批判に受容する表現でなくて良いと思うが、いかがか。	「根付く」は、ある事柄が定着し、確立していることを表す語であり、その内容の当否についての評価を含むものではないと考えます。 また、ご提案の「地域特有の」は他の地域との差異に着目した表現となりますが、前文の当該箇所は先人が伝統文化を伝承してきた経緯を述べる部分であり、原案の表現が趣旨に即しているものと考えます。 なお、本条例案は前文において「多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません」と掲げ、第 3 条第 2 項において差別のない自治の推進を、第 4 条第 6 項において多様な属性及び文化を尊重したまちづくりを基本原則として定めています。過去の慣行を無批判に受け入れる趣旨ではないことは、条例全体から明らかであると考えています。	無
3	前文について 5 行目、「素朴でありながらも温かくもてなしてきた民宿の文化は、」について、諸説はあるものの、「民宿」だけでなく、昭和 30 年代半ば～50 年代前半までの概ね 20 年間は、飲食店、お土産品店などの観光に携わる産業に従事する方々は、この「文化」を持っていたと思われる。よって「民宿の文化は、」と限定しない方がいいのではないか。例えば、「温かくもてなしてきた民宿のほか、観光に携わる業界の方々を持っていた、おもてなしの文化は」の方が「民宿」に限定することなく広範な表現でいいと思う。「民宿」に限定する理由があれば、素案の表現で良いと思うが、いかがか。	ご意見のとおり、本村においては民宿以外にも飲食業、小売業その他の観光に関わる多くの方々が、来訪者を温かく迎える精神を共有してこられました。このことについて、村としても同様に認識しております。 一方、本村の民宿は、農業を営む世帯が自らの住居を開放して来訪者を迎え入れるという形態から始まったものであり、生活と生業が一体となった営みとして、他の地域には見られない特色を有しています。前文において民宿を挙げているのは、こうした本村固有の成り立ちが、来訪者を迎える本村の精神風土の原点となっていることを示すためです。 他の業種に従事された方々の役割を軽んじる趣旨ではなく、第 47 条において村民、事業者及び村長等が協働して観光まちづくりを推進することを定めております。	無
4	前文について 8 行目、「長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方に」とあるが、これらの過去の「あり方」を検証評価することなく良い「もの」として「長らく」と「受け継がれてきた」と表現しているので改めてはいかがか。例えば『長い期間、継続してきた』住民自治や地域社会」とすれば、単純に「古きもの、すなわち良きもの」の価値判断ではない表現になると思うが、いかがか。	「長らく受け継がれてきた」という表現は、住民自治及び地域社会のあり方が長期にわたり継承されてきたという事実を述べたものであり、その内容が優れたものであるという評価を示すものではありません。 また、当該部分は「大きな転換を迫っています」と続くものであり、従来のあり方が現在の社会構造の変化に対応できていないという認識を述べる文脈にあります。過去のあり方を無批判に肯定する構造とはなっていないものと考えています。	無
5	前文について 9 行目、「住民自治や地域社会のあり方に大きな転換を迫っています。」の表現は、「古いモノ」を大切に「固持」しなければならない「にもかかわらず」、外圧がかかっているという印象がある。もちろん「変化・改革」を意味すると解釈もできるが、ここは「住民自治や地域社会のあり方を考え直す大きな転換点となっています。」とする方が、価値判断を比較的廃した事実 に即した表現でいいと思うが、いかがか。	ご意見を踏まえ、修正します。 「大きな転換を迫っています」という表現は、従来の住民自治及び地域社会のあり方を維持すべきものとしながら、外部からの力によって変化を求められているという印象を与えるものでした。 本村が置かれている状況は、社会構造の変化を受けて、私たち自身が住民自治及び地域社会のあり方を主体的に考え直すべき時期にあるというものです。この趣旨をより正確に表すため、次のとおり修正します。 【修正後】 しかしながら、近年の急速な国際化、移住者の増加に伴う価値観の多様化、更には少子高齢化や人口減少といった	有

		社会構造の変化により、長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方を考え直す大きな転換期を迎えています。	
6	前文について 10 行目、「先人が築き上げた豊かな自然と誇りある伝統を確実に次世代へ継承」の表現も検証批判することなく良い評価をしている表現であるので柔らかい表現にした方が良いと思う。第 4 条第 5 項の表現のとおりである。また、接続助詞の「と」は「先人が築き上げた」が何を形容しているのかが曖昧である。さらに、先人が豊かな自然を築き上げたとは客観的な表現では無いので修正が必要かと思う。加えて、「伝統」と「文化」は難しいところではあるが、「文化」も加えた方が良いと思う。よって、「この豊かな自然及び先人が築いた誇りある伝統文化を確実に次世代へ継承」の方が良いと思うが、いかがか。	ご意見のとおりであり、修正します。 自然環境は、先人が築き上げたものではなく、また「豊かな自然と誇りある伝統」という表現では「先人が築き上げた」が及ぶ範囲が明確ではありませんでした。あわせて、前文第 1 段落において「伝統文化」の語を用いていることとの整合を図ります。 【修正後】 私たちは、この豊かな自然及び先人が築いてきた誇りある伝統文化を確実に次世代へ継承し、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません。	有
7	前文について 13 行目、「一人ひとりが…」の「一人ひとり」が突然出てきて、ここでは誰を指すのか不十分であるので、「村民一人ひとりが…」とした方が良いと思うが、いかがか。もっとも、すぐ後に「村民」の言葉が出てくるし、「村民」の定義は後にでてくるので難しいとは思いますが、いかがか。	当該部分は「一人ひとりが主体的に地域の未来を担う『自治』の理念を共有し」としており、村民、議員及び職員のいずれの立場にある方も、一人の人間として自治の担い手であるという趣旨を述べるものです。 「村民一人ひとり」とした場合、議員及び職員が含まれないものと読まれるおそれがあり、かえって趣旨が狭まることとなります。	無
8	前文について 14 行目、「相互に補完し合い」は、直前の「それぞれの責務と役割を果たし、」に続いた表現であって、この中において「相互に補完し合い」の表現だが、このままの表現だと行政執行部と行政議決機関は単純に「相互に補完する」と捉えられてします。これを峻別する必要があると思う。「その責務と役割を踏まえた上で、相互に補完する」が良いと思うが、いかがか。	村議会と村長等が相互に牽制する関係にあることを踏まえるべきというご指摘は、二元代表制の趣旨に照らして重要なものと受け止めています。 原案は「それぞれの責務と役割を果たし、相互に補完し合い」としており、各主体がその責務と役割を果たすことを前提とした上で相互に補完する関係を述べる構成としています。 また、第 12 条第 1 項において、村議会が「村政に対する監視及び評価機能を十分に果たし、適正な執行を確保する」ことを規定しており、村議会と村長等の関係は条文上明確にしています。	無
9	第 2 条(定義)について (1)の「村民」には外国籍住民も含まれていると思うが、どこかにそのことを書いた方が理解されやすいのではないか。	ご意見のとおり、第 2 条第 1 号に定める「村民」には外国籍の方も含めています。同号は「村内に住所を有し、又は居住する者」等としており、国籍による区別を設けていません。 条文において「外国籍の者を含む」と明記することにつきましては、外国籍の方が例外的な取扱いを受ける存在であるかのような印象を与えるおそれがあることから、原案のとおりとします。国籍を問わないことが原則であるからこそ、あえて記載しない形としています。 なお、第 3 条第 2 項において「国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進する」ことを基本理念として定めており、国籍による区別を行わない趣旨は条例上明確にしています。 ご意見を踏まえ、この点については逐条解説において明記します。	無
10	第 2 条(定義)について	地方自治法第 10 条第 1 項において、市町村の区域内に住所を有する者が当該市町村の住民とされており、住所は	無

	(1)村民の定義について、「イ 村内に通勤し、又は通学する者」とあるが、それを村民に含めると「二重国籍」のような形になってしまうため、表記を工夫する必要があるのではないか。	生活の本拠を指すものであることから、同時に複数の市町村の住民となることはありません。 本条例において、「村民」は、住民登録の有無のみで捉えるのではなく、本村の自治やまちづくりに関わる多様な主体を幅広く捉えることを目的として定義しています。 地方自治法上の住民としての地位、選挙権（公職選挙法第 9 条）、地方税の納税義務その他の法令上の地位に影響を及ぼすものではありません。 本村は、多くの方が近隣市町村から通勤・通学されるなど、住所を有する方以外にも日常的に本村と深く関わる方々によって地域社会が支えられています。こうした方々を自治の担い手として位置付けることは、本村の実情に即したものと考えています。 なお、この趣旨について誤解が生じないよう、逐条解説において明記します。 ＊「村内に住所を有し、又は居住する者」については、第 9 条において別途「住民等」と位置付けて明確に区分しています。	
11	第 2 条（定義）について 第 1 号ウ、第3号の者又は個人は、時間的長さはどの程度か。また業務・用務についてはどうお考えか伺いたい。	第 2 条第 1 号ウ及び第 3 号については、事業活動を行う期間の長短及び業務の種類による限定を設けていません。 第 2 条第 1 号は、本村の自治の担い手となる方の範囲を定めるものであり、権利の得喪又は義務の発生を直接生じさせる規定ではありません。個別の権利及び義務については、第 5 条以下の各規定並びに関係する法令及び条例等において、それぞれの趣旨に応じて対象が定まることとなります。 また、本村においては、冬季のスキー関連、夏季の登山関連など季節に応じた事業活動が地域経済の重要な部分を占めており、期間の長短により機械的に区分することは、本村の実情に照らして適当でないものと考えています。 なお、第 3 号については「事業活動その他の活動」としており、営利を目的とするものに限らず、村内で活動する団体又は個人を広く含むものとしています。	無
12	第 2 条(定義)について (3)事業者の定義について、「(前略)…活動を行う団体又は個人を言います」とあるが、「企業」という言葉が抜けているのではないか。	条例その他の法令において「団体」とは、法人及び法人でない団体の双方を包含する語として用いられるものであり、会社法に基づき設立された会社は法人であることから、「団体」に当然に含まれます。また、第 2 条第 3 号は、団体の設立の根拠となる法令や所在地を問うものではないため、外国の法令に基づき設立された法人であっても、村内で事業活動を行う場合には「事業者」に該当します。 一方、ご提案いただいたとおり「企業、団体又は個人」と規定した場合、条例の解釈上「団体」から企業が除かれた狭い意味に読まれることとなり、営利を目的とする一般社団法人、企業組合その他の組織について、いずれに該当するかの判断が分かれるおそれがあります。 なお、事業者に対しては、第 11 条第 2 項において自然環境、景観その他の地域資源の保全及び活用に努めることを求め、第 39 条第 3 項及び第 4 項において地域の特色と調和した形態意匠に努めること並びに自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に十分配慮することを求めています。これらの規定は、国内外の事業者を区別することなく適用されます。	無
13	第 2 条（定義）について 第 8 号「条例、規則その他の自治立法」の「その他の」とは具体的には何か伺いたい。	「自治立法」とは、地方公共団体がその自治権に基づいて定める法規範の総称です。条例（地方自治法第 14 条第 1 項）及び規則（同法第 15 条第 1 項）のほか、次のものが含まれます。 ・ 教育委員会規則（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項） ・ 選挙管理委員会が定める規程（地方自治法第 194 条）	無

		・ 監査委員が定める規程(同法第 199 条第 10 項) ・ 農業委員会が定める規則(農業委員会等に関する法律第 25 条) 本条例第 2 条第 4 号において、「村長等」に教育委員会その他の行政委員会を含めていることに対応し、これらの機関が定める規則及び規程等を包括的に含めるため、「その他の自治立法」としています。	
14	第 3 条(自治の基本理念)について 第 3 項、「〇〇は、自治を推進するため、～～～により自治を維持し、及び発展させる～～～。」は文章が整理されていないので、かつ「自治を維持し」の表現は、「発展させる」の語句があったとしても「保守的」で「現状維持的」な印象を与えるので、次のように表現するのが良いと思われるが、いかがか。 「村民、村議会及び村長等は、それぞれが最善を尽くし、不断の努力により自治を推進し、発展させるものとする。」	本村においては、人口減少及び少子高齢化により自治の担い手が減少しており、現に機能している自治の仕組みを維持することそれ自体が、努力を要する課題となっています。第 3 条第 3 項において「不断の努力により」としているのは、この認識を示すものです。 また、第 3 条は第 1 項において協働による自治の推進、第 2 項において人権が尊重される自治の推進を定めており、第 3 項の「自治を推進するため」は、これら前 2 項を受けた表現です。そのために必要な姿勢として「それぞれが最善を尽くし、不断の努力により」を、達成すべき状態として「自治を維持し、及び発展させる」を定める構成としています。	無
15	第 4 条(自治の基本原則)について 第 5 項、自然環境は、「先人が築き、継承してきた」のは、「歴史、文化」であり、「自然環境」ではないという認識の下、「先人が築き、継承してきた歴史及び文化若しくは現存の自然環境」の方が良いと思うが、いかがか。	ご意見を踏まえ、修正します。 自然環境は先人が築いたものではありませんので、「先人が築き、継承してきた」が及ぶ範囲を歴史及び文化に限定するよう改めます。前文 10 行目の修正と併せ、整合を図るものです。 なお、ご提案では「若しくは」を用いることとされていますが、条例における用語の用法として、「若しくは」は選択的に連結する場合に用いるものであり、当該箇所は歴史及び文化と自然環境とを並列して連結するものですので、「並びに」を用いることとしました。 【修正後】 5 村民、村議会及び村長等は、先人が築き、継承してきた歴史及び文化並びに豊かな自然環境を活用しながら、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、地域の特性を尊重するものとし、村長等はその実現を支援することを原則とします。	有
16	第 4 条(自治の基本原則)について 文末がすべて「原則とします。」となっており、例外の余地を残す表現であるため、基本原則の表現としては適切でないと考えます。各項目について、文末を次のように変更することを提案する。 第 1 項については、「推進することを原則とします。」を「推進します。」に変更する。 第 2 項については、「有することを原則とします。」を「有します。」に変更する。 第 3 項については、「果たすことを原則とします。」を「果たさなければならない。」に変更する。 第 4 項については、「協働することを原則とします。」を「協働によるまちづくりを推進する。」に変更する。	第 4 条は、本村における自治の基本的な考え方を示す規定であり、村民、議会及び村長等が自治を進める上で共有すべき基本原則を定めるものです。 「原則とします」という表現は、これらの事項について、自治を進める上での基本的な考え方として位置付ける趣旨で用いています。これは、基本原則を軽視したり、容易に例外を認めたりすることを意図したものではありません。 一方で、条例の各規定については、その性質に応じて努力義務、義務等の法的効果が異なることから、全てを一律に「します」又は「しなければならない」とすることは適切ではないと考えます。 また、第 6 項については、特定の属性を有する方を優先的に取り扱う趣旨ではなく、年齢、性別、障がいの有無、家族の形態、居住歴その他の様々な背景を有する全ての村民が等しく尊重されることを、基本原則として掲げるものです。 本条例では、第 3 条第 2 項において「国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進する」ことを基本理念として定めています。第 4 条第 6 項はこの理念を基本原則として受けたものであり、日本国憲法第 14 条に定める法の下での平等の趣旨にも沿うものと考えています。	無

	第 5 項については、「支援することを原則とします。」を「支援する。」に変更する。 第 6 項について、白馬村は、外国の方が多く移住してきている現状ではあるが、外国の方の受け入れ推進や扱いの方向性が決まっていない中で属性や文化を尊重したまちづくりの推進となることに難色があるため表記の削除を求める。	また、前文においても「多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません」と掲げています。同項はこの前文の趣旨を条文として具体化する上で欠くことのできない規定であると考えます。 なお、外国人住民に関する具体的な施策のあり方については、本条例の基本原則を踏まえつつ、個別の計画及び施策において検討すべき事柄と考えています。	
17	第 6 条(村民の責務)及び第 11 条(事業者の役割と責務)について 各条第 3 項について、税金や条例等で定めるその他の手数料は、義務があるものであるので、「努める」という表現は適切でないと考える。表現を「分担するよう努めるものとします。」を「分担する。」に変更を求める。	地方税、使用料、手数料その他の負担については、地方税法、白馬村税条例その他の法令及び条例等において納付の義務及びその内容が定められており、その義務は本条例によって生ずるものではありません。さらに今後は、条例に基づく「協力金」など、任意の寄附や一定の受益者・利用者への協力を求める形も考えられます。 第 6 条第 3 項は、村民の納付義務そのものを定める規定ではなく、行政サービスが村民の負担によって支えられていることについて理解を深めることを主眼とする規定です。この「理解を深める」という行為の性質から、努力義務として規定しています。 仮に「分担する」と規定した場合、本条例が新たに負担義務を課すものと解されるおそれがあり、また法令及び条例等に定める義務の内容と重複することとなります。 なお、村民の権利及び責務に関する規定である第 6 条と、事業者に関する第 11 条第 3 項は、同一の構成としています。	無
18	第 7 条(こどもの権利等)について 第 3 項について、こどもの権利の保障を明確にするため末尾の表現を「保障するよう努めるものとします。」から「保障します。」に変更することを求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、条例案を修正します。 こどもの権利の保障について、こども基本法第 5 条は、地方公共団体が同法の基本理念にのっとりこども施策を策定し、及び実施する責務を有することを定めています。また、児童福祉法第 2 条第 3 項は、国及び地方公共団体が児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことを定めています。これらは、村が努力目標としてではなく、責務として負うものです。 一方、原案第 7 条第 3 項は、村民及び事業者を含む多様な主体を共通の主語としていたため、村長等が法令上負う責務についても努力義務として読まれるおそれがありました。 このため、同項を 2 つの項に分け、こどもの最善の利益を優先して考慮することを全ての主体に共通の姿勢として定めるとともに、村長等がこどもの権利を保障するため必要な施策を推進する義務を明確に規定します。 この修正により、村民及び事業者に対して権利保障の法的義務を課すことは避けつつ、村としての責務をより明確に示すこととしました。 【修正後】 3 村民、事業者、村議会及び村長等並びに学校、保育所その他の関係機関は、こどもに関する施策その他こどもに関わる事項を行うに当たっては、こどもの最善の利益を優先して考慮するものとします。 4 村長等は、こども基本法その他の法令の定めるところにより、こどもの権利を保障するため必要な施策を推進しなければなりません。	有
19	第 7 条(こどもの権利等)及び第 8 条(高齢者の役割と権利)について 「こども」と「高齢者」と一般的な言葉が出てくるが、例規の考え方(法令	ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。 第 7 条において「こども」の範囲を示す規定を欠いていました。次のとおり、こども基本法の定義を引用する形で明確	有

	の決まり)では、この条例に関してという意味で限定する表現を入れた方が良いと思う。例えば、「こども(第 2 条第 1 号の「村民」のうち、こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)に規定される者をいう。以下、この条において同じ。)は、一人の人間として尊重され…」として、「こども基本法」の表現と重複するところがあるが、限定する表現を入れた方が良いと思う。 「高齢者」についても同様であり、例えば、「高齢者(第 2 条第 1 号の「村民」の高齢者をいう。以下、この条において同じ。)は、長年の人生で培ってきた…」とするのが良いと思う。「高齢者」とは何か、を厳密に規定する法令はなく、この条例ではあえて規定しない方が良いと思われるが、各種法令や現代の常識からすれば 65 歳以上になるのかもしれない。	にします。 なお、ご提案では「第 2 条第 1 号の『村民』のうち」との限定を付すこととされていますが、第 7 条第 1 項に定める権利は、こどもが一人の人間として当然に有するものであり、本村に居住又は通学するかどうかにより異なるものではありません。村内の施設を利用することも、本村を訪れるこどもについてもこの権利が及ぶものと考えられることから、「村民」への限定は付さないこととしています。 また、「こども」の語は第 41 条及び第 46 条においても用いていますので、「以下同じ」として条例全体に及ぶ形としました。 【修正後】 第7条 こども(こども基本法(令和4年法律第 77 号)第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。)は、一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有します。 第 8 条の「高齢者」については、ご意見において「この条例ではあえて規定しない方が良いと思われる」とのお考えを示されていますが、村としても同様に考えており、次の理由により定義を設けないこととします。 高齢者の年齢規定は、法令によって異なっています。高齢者の医療の確保に関する法律では 65 歳以上及び 75 歳以上を、高齢者等の雇用の安定等に関する法律では 55 歳以上を対象としており、老人福祉法においては年齢による定義が置かれていません。 第 8 条は、給付の要件又は権利の制限を定める規定ではなく、高齢者の役割及び権利を確認的に定める規定であるため、年齢による区分を設ける必要がなく、また区分を設けた場合には、これに達しない方が同条の対象から外れることとなり、かえって不都合が生じる可能性もあります。社会通念や個々の状況を踏まえて柔軟に捉えることができるよう、限定的な定義を設けない形とします。	
20	第 8 条(高齢者の役割と権利)について 第 1 項、高齢者が持っている人生で培ってきた「柔和」で「穏健」な考え方で活躍していただく表現を加えた方が良いと思う。これにより、高齢者が参画することで生じる恐れがある権威主義的で(本来の意味である)保守的な雰囲気を回避できることがある。同項を変えるとすれば、例えば「高齢者は、長年の人生で培ってきた柔和で穏健な気質や高潔な品格及び、その知識、経験及び能力を活用し、地域社会の発展に貢献するとともに、地域の歴史…」と思うが、いかがか。	高齢者が村政に参画することにより、権威主義的な運営に傾くことを避けるべきというご懸念については、村としても留意すべき点と受け止めています。 その上で、条例は権利義務及び行政運営に関する基本的な事項を定めるものであり、特定の年齢層の方々の気質又は品格について記述することは、条例の役割を超えるものと考えます。 また、高齢者を柔和かつ穏健な方々として一律に記述することは、それ自体が固定的な人物像を前提とするものとなり、第 4 条第 6 項に定める多様な属性の尊重という基本原則との関係で疑義を生じるおそれがあります。 なお、ご懸念の点については、第 4 条第 6 項において多様な属性及び文化を尊重したまちづくりを進めることを、第 10 条第 3 項において誰もが参画しやすい組織体制の構築に努めることを、第 22 条において多様な方法により村民参加の機会を設けることを、それぞれ規定しています。	無
21	第9条(行政区の役割)及び第 10 条(行政区における住民等の役割)について 白馬村において「行政区」とは、白馬村行政区設置規則(平成 18 年規則第 14 号)で定められている。白馬村の行政の円滑な運営と協働の推進を図るため、地域を画して行政区組織を設けることを目的とする、「組織」で	本村の行政区について、行政の区画としての性格と住民の自治組織としての性格が併存しており、両者の間に乖離が生じているというご指摘は、本村の自治の根幹に関わる重要なご指摘として受け止めています。 実際に、行政区への加入の状況は地域によって大きく異なっており、社会増及びこれに伴う自然増が続く地域において加入率が低い状況にあることは、村としても認識しています。ごみの処理、消防・防災、防犯、広報の配布、福祉及び保健に関する事務など、多くの行政事務が行政区を通じて行われている現状において、この状況が課題であることは否	無

あると規定されている。 第 9 条第 2 項において「行政区は、村内に住所を有し、又は居住する者（以下…）が加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくりに…します。」とあり、「加入しやすく」とあるので、「地域を画し」た範囲内に単に居住するだけでは行政区を構成する一員になったことにはならない。区画の中に居住していて「住民等」ではあるが、行政区の一員ではないという状態があり得、「行政区」とは何かが問題になってくる。 白馬村においては、行政の区画に居住する者と行政区を構成する者とは性格が異なっている。行政的観点からすれば住民等は行政区へ加入するのが当然といえば当然であるが、白馬村における行政区は、いわゆる「自治会・町内会」的要素が強く、様々な問題が生じてくる。 白馬村では、地域によって人口の自然増減と社会増減が激しい行政区が存在する。農村集落的な「行政区」では、自然増減社会増減といっても同一世帯の構成員の転入転出・出生死亡が主である。その一方で、社会増とそれに伴う自然増が激しい「行政区」では、都市化された「行政区」であり、地縁血縁の結び付きが強い共同体に対比されるもう一方の、目的志向で合理的な経済的利益追求の志向が強い「個人」が構成員となっている「行政区」がある。そういった「行政区」では、地縁血縁主体の農村集落のコミュニティを構成している旧来の住民（村民等）よりも多い状態になっている。行政区加入率 30％という低い数字の「行政区」はいずれもこの状態である。 こうした現状から、第 9 条及び第 10 条にいう「行政区」の取り扱いと、「行政区」の現実には大きな乖離がある。自治組織である「行政区」と「行政区割」（又は「行政区画」）の「行政区」とは大きな違いがある。行政事業においては「ゴミ処理」、「消防防災・防犯」「広報公聴」「福祉・教育・医療公衆衛生分野の一部」など枚挙にいとまがない。 自治基本条例の「本丸」ともいうべき問題を抱えていて、これは地域コミュニティの問題でもある。この問題は「行政執行部」である白馬村役場の担当者は既に十分理解していて、20 年間長く研究してきたところであり、特にこの 10 年は重点的に事務事業が行われてきたところである。 この第 10 条及び第 11 条は再考し、検討していただきたい。とはいうものの、責任あるパブリックコメントとするために、どのようにしたら良いのかの具体策は見当もつかない。強いて例を挙げるとすれば、第 9 条第 1 項は総論であるため良いとして、第 2 項の「加入しやすく」の表現は「行政区」を	めません。 その上で、ご提案の内容については、次の理由により原案のとおりとさせていただきます。 ① 居住により行政区の構成員となることを条例で定めることはできません。行政区は住民が自主的に運営する団体であり、これへの加入を条例により義務付けることは、日本国憲法第 21 条第 1 項に定める結社の自由との関係で問題を生じます。自治会等への加入及び退会が任意であることは、裁判例においても示されているところです。 また、村が条例により構成員の資格を定めることは、行政区の自治組織としての性格を村が一方的に変更することとなり、第 28 条に定める行政区の自主性及び自律性の尊重とも整合しないものと考えます。 ② 今後の検討についてご指摘の乖離は、白馬村行政区設置規則の在り方及び行政区を通じて行う行政事務の進め方に関わる問題であり、自治の基本を定める本条例において解決を図るべき事柄ではないものと考えています。 なお、第 53 条において、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、村民の意見を聴いた上で各条項が本村の実情に適合しているかを検証することとしております。この過程において、行政区に関する規定についても改めて検討してまいります。 また、行政区の意思決定について、民主性及び公開性が確保されるべきというご指摘の趣旨は理解します。 しかしながら、行政区は村の内部組織ではなく、住民が自主的に組織し運営する団体です。その運営方法及び意思決定について村が指導又は管理する権限を有する旨を条例に定めることは、団体の自治への介入となり、また地方自治法上その根拠を有しません。 本条例第 28 条においては、村長等が「行政区の自主性及び自律性を尊重するとともに……行政区が行う地域の課題の解決並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する活動の推進、指導者の育成その他の必要な支援に努める」ことを規定しています。行政区の運営における民主性及び透明性の確保については、この支援の一環として、情報の提供、研修の機会の提供その他の方法により促していきます。 第 10 条第 3 項において、住民等が「誰もが参画しやすい組織体制の構築に努める」ことを規定しており、行政区の運営が開かれたものとなるよう、住民等の主体的な取組を促す構成としています。	
--	---	--

	自治会組織とみなしている表現であるため、通用しない現在の「行政区（集落・自治会）」がある。このため、この項での「行政区」は、「自治組織」ではなく純粋に「行政区画」としての「行政区」として捉えて、「行政区」に住所を有する者は「行政区」の構成員となることとする。 「2 行政区は、村内に住所を有し、又は居住する者（以下、この条及び次項において「住民等」といいます。）は住所を有し、あるいは居住するのに該当する行政区を構成する一員となることから、住民等が居住する行政区において前項に規定される行政区の役割の環境のうちに暮らし、かつ行政区の活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとします。」 第9条に1項を追加して、あるいは別の条を立てて、行政の役割が必要となってくると思う。第28条（行政区の活動への支援）において、村長等が行政区の活動を支援することが言及されているが、行政区の条項において特別に村長等が行政区を指導する必要があると思う。行政は、この条例では「村長等」ですが、白馬村の特殊性と行政区自体の特殊性や住民等の大都市並みの特性や実情を考慮しながら、「行政区」の運営方法、特に意思決定に係る事柄について指導をする必要が生じてくるので、それについて規定する必要があると思う。特に、多様性を鑑みて民主制と公開性が「行政区」運営には必要となってくると思う。 例えば、「3 村長等は、白馬村の地域の特性と実情を考慮しながら、行政区における意思決定をはじめとして、行政区の運営が民主的で公開可能であるように指導し、管理するものとする。」と規定することが大切であると思う。「しなければならない」が良いのか「するものとする」が良いのか、「管理」の言葉が必要なのかどうかは議論の余地があるところだと思う。 また、上記の意見により、次のとおりとすることが考えられる。 第1項は、「住民等は、まちづくりの重要な担い手である行政区の役割を認識するとともに、住民等として住所を有すると同時に、あるいは居住することで行政区の一員となるので、地域活動に参加するように努めるものとします。」 第2項の「他の住民等」の定義が少しか曖昧であるが、直截に「同一の『行政区』にいる人」と捉えれば、第2項はこのままで良いと思う。		
22	第9条(行政区の役割)について 第2項の「加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくり」について、同じ村内でも、区によって区費や作業の負担の大きさが異なるのはどうかと思う。	行政区によって、歴史的な背景や地域の課題や実情が異なるため、区費や活動内容、行事・作業等のあり方が異なっています。 第9条第2項は、行政区の運営方法を一律に定めるものではなく、各行政区の自主性を尊重し、地域の実情を踏まえながら、住民等が加入しやすく、活動に参加しやすい環境づくりに努めることを求めるものです。	無

23	第 9 条(行政区の役割)及び第 10 条(行政区における住民等の役割)について 加入率が低下している昨今、「加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくり」とは、具体的にどのような行政区か。まちづくりの担い手である住民の行政区への加入を、住民の自主性に任せて、地域の課題解決や住みよい地域社会を構築できるのか。行政との協働をどのように構築していくか疑問がある。 また、第 3 項の「新たな人材育成」(地域の担い手?)については、行政区の活動を通して行うとあるが、加入していない者の人材育成についてはどのように行うのか。	行政区の加入率低下は重要な地域課題と認識しています。 第 9 条でいう「環境づくり」について、地域の実情や未加入者の属性は地域によって異なるため、一概に示すことはできませんが、例えば、活動内容の透明化、分かりやすい周知、参加方法や活動方法の工夫など、誰もが参加しやすい運営のあり方を想定しています。 行政区の加入については、過去の判例等から加入を義務付けることができないため、第 10 条第 1 項において努力義務規定としています。住民等の自主性に委ねざるを得ない状況ですが、前述のとおり行政区が加入・参加しやすい環境づくりに努めるとともに、行政が各行政区の取り組みを支援することで、加入率低下の課題を解決していきたいと考えています。 また、第 3 項については、第 1 項の行政区加入に関する努力義務規定を踏まえ、行政区の活動を通じた人材の育成についても努力義務としています。未加入者については、行政区以外の地域活動を通じた育成も考えられますが、行政区においても、地域の実情に応じて、加入の有無にかかわらず誰もが地域活動に参加しやすい環境を整えることを期待しています。	無
24	第 10 条(行政区における住民等の役割)について この条例を制定・施行していくうえで、最も取り組んでいただきたいのは行政区への加入推進である。コミュニティの関係性が薄れ、地域防災(自治消防)も形骸化している。地域は自らが守り、次の世代へ繋げていくことが重要である。地域内の福祉向上を実現するには、個人では限界がある。小さな力を大きな力に替えていくには、行政区を中心とした組織の力が必要不可欠である。	第 9 条において、行政区の役割として「相互扶助の精神に基づき地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全で安心して暮らせる地域づくりに努めること」を定めています。 その上で、第 10 条では、住民等が行政区の役割を認識し、自主的に行政区に加入し、地域活動に参加するよう努めること、行政区活動への参加を通じて他の住民等と連携を深め、地域課題の解決に継続的に取り組み、住み良い地域社会の維持・発展に努めることとしています。 加入推進のための具体的な施策について、行政区の自主性を尊重しつつ、各行政区と協議を重ねながら検討していきます。	無
25	第 11 条(事業者の役割と責務)について 事業者の役割に、「行政区との協調」、「行政区への協力」を条文化してほしい。村の開発規制ルールに数値的に合致していれば良いというものではない。	地域で事業を営む上で、行政区との関係は重要なものと認識しています。各行政区の規則や実情が異なるため、一律に協力を義務とすることはできませんが、以下のとおり努力義務の形で条文化します。 【修正後】 事業者は、自らの事業活動が本村の自然環境、景観その他の地域資源に支えられていることを認識し、その保全及び活用に努めるとともに、行政区その他の地域団体と協力し、事業活動の基盤となるまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとします。	有
26	第 11 条(事業者の役割と責務)について 第 2 項に「地域づくり」という言葉があるが、第2条で定義している「まちづくり」でいいのではないか。	ご意見のとおり、条例案を修正します。 第 2 条第 5 号において「まちづくり」を定義していますので、同様の意味で用いる語(地域づくり)は「まちづくり」に統一します。 なお、ご指摘の第 11 条第 2 項のほか、第 8 条第 3 項、第 9 条第 1 項、第44条第2項及び第45条第1項においても「地域づくり」の語を用いていますので、条例全体を通じて用語の統一を図ります。	有
27	第 11 条(事業者の役割と責務)について 第 3 項の「村民及び他の事業者の適正な負担によって…」の「適正な負担によって」とは指すのか伺いたい。この項において「事業者」とは第 2 条第 3 号であるが。また、「適正な負担」は観念的な表現であるが、具体的な	「適正な負担」には、法人村民税、固定資産税、軽自動車税その他の地方税のほか、使用料、手数料、分担金その他法令及び条例等に基づく負担が含まれます。 税目等を例示していない理由は、次のとおりです。 第一に、事業者の業種、規模及び形態により、負担すべき税目並びに使用料及び手数料の種類は異なります。特定	無

	「負担」の例示、あるいは表現は必要ではないかどうか、伺いたい。例えば、「住民税、固定資産税その他適正な負担」などの表現は必要と思いますが、いかがか。	の税目を例示した場合、掲げられていない負担が対象外であると読まれるおそれがあります。 第二に、税目及び税率は地方税法及び白馬村税条例において定められており、改正されることがあります。自治の基本を定める本条例に個別の税目を掲げた場合、改正の都度、整合性を確認する必要が生じます。 第三に、第 11 条第 3 項は、事業者に対して新たに負担の義務を課す規定ではなく、行政サービスが村民及び他の事業者の負担によって支えられていることについて理解を深めることを主眼とする規定です。 なお、ご指摘を踏まえ、逐条解説において具体的な例を示すこととします。	
28	第 13 条(議員の責務)について 第 1 項を次のとおりとした方が良いと思う。「議員は、議会の責務を認識し、高い倫理観」と品位を保ち、「広く知識を修得し」、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません」。このように「知識」を加えたら良いと思う。	議員が広く知識を修得すべきであるというご指摘は、そのとおりであると考えています。 その上で、第 13 条第 1 項は、議員が職務を遂行するに当たり遵守すべき規範として、議会の責務の認識、高い倫理観及び品位の保持並びに公正かつ誠実な職務の遂行を定めるものです。知識の修得は議員の資質の向上に関する事柄であり、その性質を異にするものと考えます。 また、第 12 条第 1 項において白馬村議会基本条例を引用しているとおり、本条例は村議会及び議員に関する基本的な事項を定め、その詳細については同条例に委ねる構成としています。議員の研修及び資質の向上に関する事柄は、同条例において定められるべきものと考えます。 なお、「高い倫理観及び品位」における接続については、条例において複数の事項を並列して連結する場合には「及び」を用いることとされておりますので、原案のとおりとします。	無
29	第 14 条(村長の責務)について 村長が職員を通じて行政区活動にどのように関わり、協力するか書かれていない。簡単に「協働」で片づけず、行政区の問題解決への積極的関わりを条文として記載してほしい。 併せて、地区担当職員制度や地区懇談会のあり方も再考してほしい。	行政区の活動に対する村の関わりについては、第 28 条において、村長等が行政区の自主性及び自律性を尊重するとともに、行政区が行う地域の課題の解決並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する活動の推進、指導者の育成その他の必要な支援に努めることを独立の条として規定しています。 また、第 14 条第 5 項において村長が「村民との意見交換の場を設けるなど、村民の意見を把握し、村政に反映させるよう努める」こと、第 16 条第 4 項において職員が「自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に村民と連携して、まちづくりに取り組むよう努める」こと、第 27 条第 2 項において村長等が情報の提供、活動の場の確保その他必要な支援を行うことを、それぞれ規定しています。 なお、職員が行政区の活動にどのように関わるかという具体的な体制については、地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づく事務分掌その他の内部の定めにより整備すべき事柄と考えます。 いただいた付帯意見については、しっかりと受け止め、条例の施行に向けて検討します。	無
30	第 16 条(職員の責務)について 第 3 項を「職員は、…的確に対応するため、「高い倫理観を保ち、広く知識を修得し、」職務の遂行に必要な知識及び能力の向上に…」にした方が良いと思う。	「高い倫理観を保ち」については、第 16 条第 1 項において「職員は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、村民の視点に立ち、高い倫理観を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません」と規定していることから、同条第 3 項に重ねて規定する必要はないものと考えます。 また、「広く知識を修得し」については、第 3 項において「職務の遂行に必要な知識及び能力の向上に努める」と規定しており、知識の修得を含むものです。 なお、職員の人材育成については、第 14 条第 3 項において村長が「村民の意向及び政策課題に的確に対応できる知識及び能力を有する人材の育成を図り」と規定しており、村としての責務を明確にしています。	無
31	第 18 条(情報の公開及び共有)及び第 19 条(説明責任)について 説明責任を果たすため、「最も適切な媒体を通じて、できるだけわかりや	第 18 条第 3 項の「分かりやすく、かつ、入手しやすい方法」及び第 19 条の「分かりやすく説明」の中に、適切な媒体を通じて伝えることも含めて考えています。	無

	すく村民に伝えるよう努めるものとする。」という文言を追加してほしい。また、広聴と対話が大事であるため、「情報の公開」や「説明責任」という言葉よりも「広聴」という言葉を用いた条文にした方がいいのではないか。 防災無線(声の広報)や公式 LINE の使い分け、検索しにくい行政公式ホームページの改善にも努めてほしい。また、景観や開発のルールについても、事業者が内容を理解しやすい冊子を作してほしい。	なお、世代ごとの浸透率や即時性・視認性なども踏まえ、媒体の特性をいかした広報戦略を策定する予定ですので、お寄せいただいたご意見を参考とさせていただきます。 また、村民の意見を広く聴くこと及び対話を重ねることが重要であるというご指摘は、村としても同様に認識しています。 本条例では、この趣旨を第 5 章第 1 節「参加」において、参加の推進(第 21 条)、参加のための環境づくり(第 22 条)、審議会等の委員の公募(第 23 条)、パブリックコメント手続(第 24 条)、意見等への対応(第 25 条)及び住民投票(第 26 条)として体系的に規定しています。特に第 25 条第 1 項では、意見等への応答を義務として規定しています。 また、第 4 条第 3 項において村議会及び村長等が「村民に対する説明責任及び応答責任」を果たすことを基本原則として掲げています。 一方、第 4 章に定める情報の公開及び共有並びに説明責任は、村から村民に対して情報を発信する場面に関するものであり、ご提案の「広聴」は村民から村に対して意見が寄せられる場面に関するものです。両者はいずれも必要な概念であって互いに置き換えることはできないことから、本条例案では第 4 章と第 5 章に分けて規定する構成を採っています。 なお、「広聴」の語は法令における用例が少なく、条例において用いる場合には第 2 条に定義を設ける必要が生じます。村民の意見を聴き対話を重ねることの重要性については、逐条解説において第 5 章の趣旨として明記します。	
32	第 18 条(情報の公開及び共有)について 第 2 項の「村民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供する」に関して、広報はくばの発行日が毎月第 3 月曜日となっており、当月号が手元に届くのが下旬になる。当月号は前月末に発行し、月初には配布されるようにしてほしい。	広報はくばの発行日については、過去の様々な検討や各行政区を通じた配布体制なども踏まえて第 3 月曜日としています。 具体的な発行日については、自治基本条例の規定そのものに関するものではありませんが、広報戦略策定の際に参考とさせていただきます。	無
33	第 23 条(審議会等の委員の公募)について 第 2 項について、審議会等の透明性は、現在の行政運営に求められていることと考えるため、「選考基準及びその結果を公表するよう努めるとともに、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めるものとします。」を「選考基準及びその結果を公表し、選考過程の透明性及び客観性を確保します。」に変更することを求める。	ご意見のとおり、選考基準及びその結果の公表を義務として規定する条文に修正します。 第 22 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 37 条第 2 項において公表を義務として規定していることとの整合を図るものです。 なお、応募者が少数である場合など、公表により応募された方が特定されるおそれがある場合に備え、個人情報の保護その他正当な理由があるときは公表する内容の一部を除くことができる旨のただし書きを設けます。 【修正後】 2 村長等は、前項の公募を行うときは、選考基準及びその結果を公表するものとします。この場合において、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めるものとします。ただし、個人情報の保護その他正当な理由があるときは、公表する内容の一部を除くことができます。	有
34	第 24 条(パブリックコメント手続)について 第 3 項において、パブリックコメント手続に関する事項は、パブリックコメント手続条例で定めることとしている。現在の「パブリックコメント手続に関する指針」では、資料について「窓口での閲覧または貸出」となってい	パブリックコメント手続の具体的な内容については、本条例と併せて制定する「パブリックコメント手続条例」において規定します。 お寄せいただいたご意見は、パブリックコメント手続条例制定の際に参考とさせていただきます。	無

	るが、その後に「無料配布」を追加してほしい。		
35	第 25 条(意見等への対応)について 第 3 項について、現在の行政運営においても、住民への説明責任と透明性が求められているため、村民の意見等への対応は、公表すべきと考えます。文末を「これを公表するよう努めるものとします。」から「公表します。」に変更することを求めます。	第 25 条第 1 項において、村民その他の関係者から意見等があったときは、村長等が「誠実に対応し、その結果を速やかに応答しなければなりません」と、努力義務ではなく義務として規定しており、意見等を述べられた方への説明責任は確保しています。 同条第 1 項に定める「意見等」には苦情が含まれ、特定の個人に関する事項、申立てをされた方又は第三者が特定されるおそれのある事項、事実関係の確認が完了していない事項などが含まれる場合があります。これらを一律に公表することは、個人情報の保護に関する法律及び白馬村個人情報保護法施行条例に基づく適切な保護(第 20 条)との調整が困難となるほか、申立てをされた方が不利益を懸念して相談をためらうこととなり、かえって第 1 項の趣旨を損なうおそれがあります。 運用に当たっては、個人が特定されない形で意見等の概要及び対応状況を取りまとめ、公表するよう努めてまいります。	無
36	第 31 条(総合計画)について 毎回多額な費用をかけて策定しているが、普遍的な理念や村民憲章があれば十分ではないか。検証実態の存在しない計画は、人口減少時代には不要ではないか。行政計画は、3～4 年程度の短期的なもので現状に合わせて見直す形で良いのではないか。	村民憲章等の普遍的な理念を軸に、社会の情勢や地域の実情に応じて実効的な施策を展開するためにも、分野横断的な総合計画を定期的に策定(更新)し、定期的・継続的に評価・見直しすることは、中長期的な施策を展開するためにも必要と考えます。 また、国の交付金等を活用するためにも、地方版総合戦略(地域未来戦略)の策定等が求められており、財源確保の観点からも総合計画と戦略を併せて策定することは有効であると考えます。 指摘の「検証実態の存在しない計画」という点につきましては、本条例案において次の規定を置き、検証及び公表を行うこととしております。 ・第 33 条第 1 項 政策、施策及び事務事業について、必要性、効率性及び有効性の観点から行政評価を行う ・第 33 条第 2 項 行政評価の結果を村民に分かりやすく公表するとともに、当該結果及び村民の意見を踏まえ、必要な施策に適切に反映させるよう努める ・第 32 条第 2 項 財政状況に係る情報並びに予算編成及び執行に係る情報を分かりやすく村民に公表しなければならない 第 33 条は、計画を策定するにとどまることなく、その達成の状況を評価し、結果を公表し、次の施策に反映させる仕組みを定めるものです。ご指摘の趣旨に対応する規定と考えております。 また、ご提案の「3 年から 4 年程度の短期的なもので現状に合わせて見直す形」につきましては、第 31 条第 2 項に定める実施計画がこれに相当します。 なお、第 6 次総合計画の策定に際しては、第 5 次総合計画と比べて費用を半額以下に抑えており、今後も村民の参加機会を確保しながら財政負担を抑える形での計画策定に努めます。	無
37	第 39 条(自然環境の保全と景観形成)及び第 40 条(水資源の保全)について 「村民、事業者及び村長は、」の後に、「本村が」という文言を追加してほしい。敢えて入れることが大事だと考える。	本村の自然環境及び水資源が本村固有の財産であることを明確にすべきというご指摘は、これらを守り次の世代へ継承しようとするお気持ちの表れとして受け止めています。 第 39 条第 1 項では、自然環境及び景観について「村の共有の財産として現在及び将来の世代に継承する」と規定しており、これらが本村に固有のものであり、村民、事業者及び村長等が共に守り継ぐべきものであることを明確にしています。同項に更に「本村の」を加えた場合、同一の規定の中で帰属を重ねて示すこととなります。また、第 39 条第 1 項	無

		では「北アルプスの山岳景観、歴史、文化及び田園風景」、第 40 条第 1 項では「北アルプス及び里山を源とする豊かな地下水」と規定しており、本村の地理的な特徴を具体的に示していることから、対象が本村の自然環境及び水環境であることは条文上明確です。加えて、前文において「雄大な北アルプスの山々に抱かれ、四季折々の美しい山岳景観と清らかな水資源をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています」と記述しており、第 7 章の各規定はこの前文の趣旨を受けたものとして解釈されます。 なお、水資源については、第 40 条第 1 項において継承するよう努めなければならないこと、同条第 2 項において村長等が地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置を講じなければならないことを規定しており、その保全に対する本村の姿勢を明確に示しています。	
38	第 41 条(こども・子育て支援の推進)について 各項の施策について、近隣市町村と同程度の支援をお願いしたい。	具体的な施策・支援内容については、本条例で具体的に定めるものではなく、国・県の制度や近隣自治体の取組、本村の財政状況や地域の実情等を踏まえて随時検討していきます。	無
39	第 10 章第 47 条(観光まちづくりの推進)について 観光業のみを特に重視するように見え、誤解を生まないか。ならば農業や他産業にも触れる必要がある。	第 10 章の章名及び第 47 条の見出しは、「観光まちづくりの推進」としており、単純に観光業を振興するものではありません。 第 47 条第 1 項では「住む人と訪れる人が相互に尊重し合い、豊かさを実感できる持続可能な観光まちづくり」と定め、同条第 2 項では、観光まちづくりを「地域経済の発展、自然環境の保全、歴史及び文化の保存、地域社会の維持及び発展並びに村民の誇り及び愛着の醸成を図る観光地経営の重要な取組」として位置付けています。 本村におきましては、多数の方が来訪されることが地域社会の日常に大きく関わっており、観光に関わる事業を営まない村民等にも、生活環境、交通、自然環境その他の面で影響が及びます。第 10 章は、こうした本村の状況を踏まえ、村民と来訪者が共生・共存する地域社会のあり方を定めるものです。 また、農林業その他の産業についても以下のとおり規定しています。 ・第 39 条第 1 項 「田園風景が調和した良好な景観」を村の共有の財産として継承する ・第 39 条第 2 項 農地、森林、里山その他の自然環境及び景観を構成する重要な要素を適正に維持し、及び管理する ・第 40 条第 1 項 水環境が産業活動の基盤であることを認識する ・第 45 条 地域の歴史、文化、伝統及び文化財その他の文化資源の保存、継承及び活用 また、第 11 条において、業種を問わず村内で事業活動を行うすべての事業者について、その役割及び責務を定めています。 農業、林業、商工業その他の産業の振興に関する具体的な施策につきましては、この条例が定める基本原則を踏まえつつ、第 31 条に定める総合計画その他の個別の計画において定めることとしています。	無
40	第 52 条(条例の普及啓発及び推進)及び第 53 条(条例の検証及び見直し)について 「村民への学習の機会の提供」と「推進体制の整備と実効性の確保」について、大いに期待している。村長等と議会では同じでないと思われるが、具体的にどのようなことを行う予定か。また、検証結果は開示していただきたい。	第 52 条第 1 項に規定する「学習の機会」として、地区懇談会等における説明に加えて、ケーブルテレビ及び広報はくばを活用した情報発信等を検討しています。 第 53 条に規定する条例の検証については、村民の意見も踏まえて実施し、その結果は公表する予定です。	無

41	条例制定の経過について 自治基本条例策定にあたっては、白馬村が現在抱えている問題や今後どのような村にしていくなのか等の議論が村民との間でなされていないままに行われていることに憂慮している。自治基本条例や総合計画の策定は、村民にとって重要なことであることからパブリックコメントのみの対応ではなく村民参加の意見交換説明会やワークショップの開催を求める。	総合計画の策定及び自治基本条例の制定に向けて、令和 6 年度に無作為抽出による村民アンケートや、村内各地区での地区懇談会を実施して、村民の皆様のご意見を広くお聴きしてきました。また、令和 7 年度にはワークショップやフォーラム等を開催することで、地域の課題を把握するとともに、村の将来像のあり方を探ってきました。 今後、検証・見直しをしていく中でも、改めて村民の皆様の意見をお聞きしながら議論を重ねていきます。	無
42	条例制定の経過について 条例の素案を作る前に住民の意見を求めるべきではないか。総合計画策定に向けたアンケートやワークショップは「まちづくり」に関する意見で、自治基本条例に関するものではないと考える。	令和 6 年度に実施した村民アンケートにおいて、行政区への加入(未加入理由)、行政への関心度、情報入手手段、村民の役割、まちづくりの主体、帰属意識、地域活動・まちづくり活動の経験・障壁、村の将来像など、自治基本条例制定に向けて参考とすべき項目を設定しています。 また、地区懇談会においても、行政区の課題や行政の情報提供や各種施策に関する意見交換等を実施するなど、それらを踏まえて条例案を作成しています。	無
43	白馬村の実情に合わせた「国際化」の具体化について 白馬村は全国でも特に国際色豊かな地域であり、多くの外国人住民や事業者、長期滞在者が地域社会を支えている。多文化共生や国際交流、文化や価値観の尊重について基本理念が示されていますが、理念を実際の地域運営へつなげるためにも、今後創設される制度や取り組まれる施策の中で、以下のような内容についてもご検討いただきたい。 ・ 情報や行政サービスの多言語対応 ・ 外国人住民が地域活動や村政(参加しやすい仕組み) ・ 国際ボランティアや地域交流の仕組み ・ 多文化共生に関する組織や窓口の充実 白馬村ならではの特色を生かした自治の形として、大きな価値につながるものとする。	本条例では、第 3 条(基本理念)において、多様な価値観や文化を尊重し、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会を目指すことを基本理念として掲げています。また、第 6 条(村民の権利)では、村民がまちづくりに参加する権利を、第 20 条(情報の提供及び共有)では、村政に関する情報を分かりやすく提供し、情報を共有することを定めています。さらに、第 35 条(こども・子育て支援)、第 45 条(文化及び伝統の継承)等においても、地域社会における多様な主体の参画や文化の継承等について定めています。 ご提案いただいた内容については、本条例の理念を具体的なまちづくりにつなげる上で重要な視点であると考えています。白馬村の国際性という特色も踏まえ、今後の制度や施策を検討する際の参考とさせていただきます。	無
44	文化・芸術による「まちづくり」の視点について 文化資源の保存・継承や持続可能な観光まちづくりについて丁寧に示されているが、既存の文化を守り受け継ぐことに加え、新しい文化を育てていく視点も、これからの白馬村には重要だと思う。 白馬村には世界に誇る自然環境、四季折々の景観、地域文化があり、それらは観光資源であると同時に、芸術創作の場としても非常に大きな可能性を持っている。例えば、絵画、写真、映像、彫刻、書道、工芸、音楽など、多様な芸術分野の作家が一定期間滞在し、地域住民と交流しながら創作活動を行える環境づくりや、作品発表・展示の機会、創作拠点への支援なども、将来の白馬村の新たな魅力になるのではないかな。 観光で白馬村を訪れる人が、文化や芸術を通じて地域と継続的な関係を	本条例では、第 36 条(文化及び伝統の継承)において、地域の歴史、文化、伝統等を保存・継承するとともに、新たな文化の創造及びその担い手の育成を図ることを定めています。また、第 37 条(観光の振興)では、地域の自然、文化、人等の地域資源を生かし、地域住民の暮らしと調和した持続可能な観光を推進することを定めています。 本条例は、既存の文化を保存・継承することだけでなく、新たな文化を創造し、それを地域の魅力やまちづくりにつなげていくことも含めた考え方となっています。 ご提案いただいた内容は、本条例の趣旨にも沿うものと考えており、今後の文化振興や観光、まちづくりに関する施策を検討する際の参考とさせていただきます。	無

	築き、再訪や長期滞在、さらには定住へとつながる仕組みが育まれることは、持続可能な地域づくりにも大きく寄与すると考える。		
45	価値観の多様化に応じた多様な形態の地域活動について 前文において、「近年の急速な国際化、移住者の増加に伴う価値観の多様化、さらには少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化は、長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方に大きな転換を迫っています」としながら、第 9 条(行政区の役割)において、「住民等は、まちづくりの重要な担い手である行政区の役割を認識するとともに、自主的に行政区に加入し、地域活動に参加するよう努めるものとします」として、従来の行政区への参画を前提とし、様々な価値観とそれを共有できる人たち同士の地域活動を否定しているように見える。行政区に参加しなくても、様々な組織が立ち上がり、自主的に地域活動をする風土を醸成して行くべきではないか。	本条例においては、地域の歴史的背景を踏まえ、行政区を地域における支え合いや課題解決を担う重要な主体として位置付け、住民等が自主的に行政区に加入し、地域活動に参加することを基本的な地域自治への関わり方として示しています。また、第 9 条において行政区の役割として、「加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくりに努める」こととしており、従来のあり方にとらわれず、現在の社会情勢や地域の実情に合った運営・組織体制を求めています。 一方で、価値観や生活様式の多様化を鑑み、地域活動の形態を行政区に限定するわけではありません。行政区の活動のほか、村民が自発的に行う多様な活動についても規定しております。 第 29 条(公益的活動の推進)第 1 項において、村民はボランティア活動、特定非営利活動その他の地域の課題の解決及び公益の増進に資する活動に自発的に参加するよう努めるものとする、同条第 2 項において、村長等は村民が行う公益的活動に対し、情報の提供、活動の場の確保その他の必要な支援を行うとともに、相互に連携するよう努めるものとするを規定しています。この条に定める「公益的活動」は、行政区の活動に限られません。ボランティア活動、特定非営利活動その他、村民が関心及び目的を共有して行う活動を広く含み、行政区への加入の有無を要件としていません。 なお、第 6 次総合計画においても、従来の地縁型のコミュニティだけでなく、分野別に活動する団体や NPO 等を支援していくことを明記しています。	無
46	村民が生活しやすい、子育てしやすい環境にしてほしい。(支援・補助、安心して遊べる場所)	第 41 条(こども・子育て支援の推進)では、こどもが健やかに成長し、子育てに関わる全ての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援について定めています。また、第 42 条(保健、医療及び福祉の充実)においても、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を定めています。具体的な施策は、総合計画及び各個別計画に基づいて実施していきますが、お寄せいただいたご意見を踏まえ、村民が生活しやすく、子育てしやすい環境の整備等に取り組んでいきます。	無
47	農地の整備・保全をして、白馬らしい自然環境をこれ以上壊さないでほしい。	第 39 条(自然環境の保全と景観形成)では、自然環境や北アルプスの山岳景観、田園風景等を村の共有の財産として将来の世代に継承することを定めています。また、農地や森林、里山等を自然環境及び景観を構成する重要な要素として、適正に維持・管理することを定めています。具体的な施策は、総合計画及び各個別計画に基づいて実施していきますが、お寄せいただいたご意見を踏まえ、白馬らしい自然環境や景観の保全に取り組んでいきます。	無
48	村の中心部にゴミ処理場があるのは残念と観光客によく言われる。都市計画や景観条例で適切な誘導をしてほしい。(衛生環境も良くない)中心部には、道の駅や図書館、防災設備がほしい。	第 39 条(自然環境の保全と景観形成)では、良好な景観の形成や、自然環境、生活環境及び景観に配慮した適正な土地利用を進めることを定めています。また、第 32 条(財政運営及び財産管理)では、人口の変化等を踏まえ、公共施設等について長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化等を計画的に進めることを定めています。さらに、第 43 条(危機管理と災害予防)では、防災に関する体制の整備を定めています。具体的な施策は、総合計画及び各個別計画に基づいて実施していきますが、お寄せいただいたご意見は今後の土地利用や公共施設、防災機能のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。	無
49	廃墟が増えないよう、退去・転居時には更地に戻すことを条例化してほし	空き家や管理されない建築物等が増加することは、景観や生活環境、防災・防犯等の面から課題となるものと認識し	無

	い。	ており、第 39 条(自然環境の保全と景観形成)においても、適正な土地利用や建築行為を進めることを定めています。 一方、建築物の活用や所有者の財産権等との関係もあるため、退去・転居時の更地化を一律に義務付けることは難しいと考えます。空家等対策特別措置法等の既存制度も活用しながら、適正な管理、活用及び必要な除却等について推進していきます。	
50	総合病院まで遠いため、高齢者のためにデマンドタクシーを大町市や池田町まで運行してほしい。	第 42 条(保健、医療及び福祉の充実)では、全ての村民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健、医療、介護及び福祉に関する施策の充実と連携を図ることを定めています。また、第 49 条(他市町村との連携)では、広域的な地域課題の解決のため、近隣市町村等と連携してまちづくりを推進することを定めています。ご提案のような広域的な移動手段の確保についても、これらの趣旨を踏まえ、関係自治体等との連携を含め、今後の地域交通を検討する際の参考とさせていただきます。	無
51	村の歴史や自然・伝統などを熟知している高齢者と未来を創るこどもたちのコミュニティがあれば、村の伝統文化の保全に生かせるのではないか。 地域の先生として、山菜採りや流儀などいろいろなことを教えてほしい。	第 8 条(高齢者の役割と権利)において、高齢者が長年培ってきた知識、経験及び能力を活用し、地域の歴史、文化及び生活の知恵を次世代へ継承する役割を担うことを定めています。また、第 44 条(生涯学習の推進)では、自然との共生等に関する学習・体験活動の機会の充実を、第 45 条(文化及び伝統の継承)では、地域の歴史、文化、伝統等の保存、継承及び活用を定めています。さらに、第 46 条(教育環境の充実)では、地域全体でこどもの成長及び学びを支える環境づくりを定めています。 ご提案のような世代を超えた学びや交流は、これらの趣旨に沿うものであると考えます。具体的な施策は、総合計画及び各個別計画に基づいて実施していきますが、お寄せいただいたご意見は今後の地域活動や文化継承の取組の参考とさせていただきます。	無
52	第 5 章第 2 節協働あたりに、多様な村民が互いにリスペクトし、認め合うことを触れた方がいいのではないか。多様性を尊重する。	ご意見の趣旨は、次の各規定により既に定めています。 ・第 3 条第 2 項 国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進する ・第 4 条第 4 項 互いの存在を尊重しながら役割及び責務を分担し、協働する ・第 4 条第 6 項 村民の多様な属性及び文化を尊重したまちづくりを進める ・第 6 条第 2 項 村民は、互いの自由、人権及び人格を尊重し、自らの発言及び行動に責任を負う ・第 50 条第 2 項 互いの文化及び価値観を理解し、及び尊重するよう努める 特に第 6 条第 2 項において、村民が互いの自由、人権及び人格を尊重することを村民の責務として定めています。 なお、ご提案の第 5 章第 2 節は、村民、村議会及び村長等が協力して活動する仕組みを定める節です。村民が互いを尊重することは協働の場面に限らずあらゆる場面に及ぶ基本的な事柄ですので、第 2 章(自治の基本理念及び基本原則)及び第 3 章(各主体の権利、役割及び責務)に定める構成としています。	無
53	「村民の権利と責務」があってもよいのではないか。 新たな施策を決めるとき、①行政だけで決めるのではなく、②村民の意見を聞き、③情報を公開し、④村民の理解と協力⑤議会での十分な審議を得ながら行政をすすめるという視点を求める。	「村民の権利及び責務」は独立した条として規定しています。 第 3 章第 1 節「村民」において、第 5 条(村民の権利)として村政に参画する権利、情報の開示を請求する権利及び平等に行政サービスを受ける権利を、第 6 条(村民の責務)として自治の主体としての行動、互いの尊重と持続可能な社会の実現及び経費の分担を、それぞれ規定しています。 また、ご意見の 5 つの視点は、それぞれ次の規定に対応しています。 ①行政だけで決めるのではなく → 第 4 条第 1 項、第 27 条	無

		②村民の意見を聞き → 第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条 ③情報を公開し → 第 18 条、第 19 条 ④村民の理解と協力 → 第 6 条第 1 項、第 52 条 ⑤議会での十分な審議 → 第 12 条、第 13 条 特に第 22 条第 1 項において、政策及び計画の立案、実施及び評価の各段階において、アンケートの実施、意見交換会又はワークショップの開催、審議会における委員の公募、パブリックコメント手続その他の適切な方法により村民参加の機会を設けることを定めています。 さらに、第 25 条第 1 項において、村民その他の関係者から意見等があったときは「誠実に対応し、その結果を速やかに応答しなければなりません」と、義務として規定しています。	
54	抽象的にならざるを得ないかもしれないが、理念だけでどこまで実効性があるのか。「白馬村」をとれば、どこの自治体でもそのまま使える文言を、“白馬村ならではの”の具体性、オリジナリティを追求できないか。	理念を定めるにとどまらず実効性を確保すべきであり、また本村ならではの具体性を追求すべきであるというご指摘は、この条例の根幹に関わる重要なご指摘として受け止めています。 本条例には、本村の実情を踏まえた規定を置いています。 ・第 2 条第 1 号イ・ウ 近隣市町村から通勤し、又は通学される方、村外に住所を有して事業活動に従事される方を「村民」に含めています ・前文 登山及びスキーを契機とする来訪者の受入れ、民宿の文化について記述しています ・第 39 条第 1 項 「北アルプスの山岳景観」及び「田園風景が調和した良好な景観」を村の共有の財産と定めています ・第 40 条第 1 項 「北アルプス及び里山を源とする豊かな地下水」の保全を定めています ・第 40 条第 2 項 地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置を講じることを、村長等の義務として定めています ・第 43 条第 1 項 災害時における保護の対象に、村民のみならず「旅行者等」を明記しています ・第 10 章(第 47 条) 観光まちづくりを独立した章として定めています ・第 44 条第 2 項 自然との共生及び生態系の保全に関する学習及び体験活動の充実を定めています ・第 50 条第 2 項 多様な文化の共生を目指すまちづくり及び国際的な視野を持つ人材の育成を定めています また、実効性を確保するための仕組みを備えています。 ・第 51 条第 1 項 村民、村議会及び村長等は、この条例の規定を最大限尊重する ・第 51 条第 2 項 他の条例等の制定及び改廃並びに法令の運用に当たり、この条例との整合性を確保しなければならない ・第 51 条第 3 項 この条例に定める施策の推進に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定める ・第 52 条第 2 項 村民の参加を得て、この条例の推進に関する体制を整備し、実効性の確保に努める ・第 53 条 施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、村民の意見を聴いた上で検証し、必要があるときは改正議案を提出する ・附則第 6 項 現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて解釈する ・附則第 7 項 整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じる	無